



繰り返される文化財被害！
郷土の歴史が喪失！

1月26日は文化財防火デー

国民の大切な財産である文化財は毎年のように災害により失われており、残念なことに、昨年も全国の寺社などで油のような液体がまかれ多くの文化財が被害にあいました。



管内でも、地域の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国宝や重要文化財などが多数あり、次の世代に引き継ぐのは、私たち一人ひとりの責務と言えます。

本年も1月26日を中心に、貴重な歴史的財産を災害から守るため全国的に文化財防火の運動が展開されます。

消防本部では、文化財防火に徹底を期すため、防火診断や消防団と合同での消防訓練などを計画していますが、みなさんも今一度、文化財防火にご協力い

ただきますようお願いいたします。

【消防訓練】

日時 2月6日(土)午前10時
場所 慈眼院、日根神社(日根野)
問合先 泉州南広域消防本部
予防課 (☎469・0119 Fax 460・2119)

小・中学校平成28年度

入学予定者説明会

開催日	小学校	電話番号
2月3日(水)	第一	463・1331
	第二	462・7716
	第三	462・0560
	日新	463・2281
	北中	462・0870
	長坂	462・8661
	日根野	468・0789
	上之郷	467・0169
	長南	466・0821
	末広	466・1021
1月28日(木)	佐野	464・0935
	佐野台	462・0670
	中央	462・0670
	中学校	電話番号
1月28日(木)	佐野	464・6171
	第三	464・6191
	新池	464・6181
	日根野	468・0061
2月10日(水)	長南	465・6881
	24日(水)	

時間 午後2時～(左記を除く)
●佐野中・新池中…
午後1時30分～

●日根野中・長南中…
午後3時30分～

場所 各学校(左記を除く)

●新池中…レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
問合先 学校教育課
※大木小学校は小規模特認校のため、学校説明会を別日程で実施しました。

検診を受けましょう

健康づくりのため、検診を受け、身体の点検をしませんか。

【歯周疾患検診】

問診、口腔内診査、結果に基づくとアドバイス
対象 受診日当日に、40・50・60・70歳の市民

【肝炎ウイルス検診】

問診、血液検査
対象 過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、今年度40歳以上になる市民

場所・申込・問合先 直接、歯周疾患指定医療機関(広報昨年6月号に掲載)へ ※受診無料

【骨粗しょう症検診】

問診、エックス線による骨量測定
対象 受診日当日に40・45・50・

55・60・65・70歳の女性市民
受診料 500円

場所・申込・問合先 りんくう総合医療センター健康管理センター(☎469・3111)

自動販売機設置者を募集

4月からエブノ泉の森ホールに清涼飲料水などの自動販売機を設置する事業者を募集します。入札参加には申込が必要です。参加資格など、詳しくは入札実施要領をご覧ください。

かんくうNEWS
問合先 新関西国際空港(株) 広報グループ (☎455-2201)
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港に新店舗・ビジネスラウンジがオープン!

関西国際空港第1ターミナルビル2階に、ミスタードーナツとモスバーガーのコラボレーションブランド「MOSDO (モスド)」がオープンしました。

店内は「家」と「庭」の2つのエリアに分かれ、キッチンにはドーナツやハンバーガーを作る工程が見えるようにガラス張りになっており、安全性やおいしさが目でも感じていただけるようなデザインとなっております。

さらに、2016年春には、日本の空港では初となるビジネスラウンジ・レンタルオフィス「リージャスエクスプレス関西国際空港」がオープンします。ビジネスラウンジには高速インターネットやWiFi、そして商談用会議室も完備しています。また、日本語と英語に対応したバイリンガルスタッフも常駐し、高いサービスレベルでさまざまな企業やビジネスマンをサポートします。

KIX

※自己負担金減免制度あり。指定医療機関など詳しくは保健センター(☎463・6001)へ問い合わせてください。

※エブノ泉の森ホールのホームページからダウンロードもできます。

1月5日(水)午前9時より(一財)泉佐野市文化振興財団事務局(☎469・7101)で

平成28年度

市内業者・市外業者

入札参加資格

登録審査申請の受付

市役所、上下水道局、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉州南消防組合、共通の入札参加資格登録審査申請を受け付けます。
 受付業務

建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給等、役務提供等（清掃・警備、その他の委託業務等）

【登録の有効期間】

4月1日～平成29年3月31日
 （1年間有効）

【申請書などの入手方法】

●1月4日(月)以降に総務課ホームページの「入札・契約情報」
 (http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/somu/menu/nyusatukeiyaku/) からダウンロード

※「入札・契約情報」には、発注予定や入札結果など重要なお知らせも掲載しています。

●1月4日(月)～2月15日(月)(土・日曜日、祝日除く)に総務課で
 ※市内業者には無料配付。市外業者は、総務課に備え付けのもの
 を情報公開コーナーで複写してください。複写には実費が必

要です。(領収書の発行はできません)

申請方法

【市内業者】 毎年申請が必要で
 す。(持参に限りません。)

受付日時 2月1日(月)～15日(月)

(土・日曜日、祝日除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 ホームページなどでご確認ください。

【市外業者】 新規申請者(再

登録含む) または業種変更の申請者ともに送付に限りません。封筒などの表面に「入札参加資格登録審査申請書在中」と明記し、2月1日(月)～15日(月)(当日消印など有効)に☎5998・8550 泉佐野市役所

総務課 契約検査係へ
 ※平成26年2月また平成27年2月に泉佐野市の入札参加資格登録審査申請をし、平成28年度の登録業者として認められた業者のうち、業種変更の希望がない場合は今回申請する必要はありません。

問合せ 総務課 (☎4633・1212 Fax 458・1187)

【市内業者】…本市に本店がある法人、または本市に住所を有する(印鑑証明書の住所が本市にある)個人

【市外業者】…「市内業者」以外の業者

一般競争入札による

条件付市有地売却

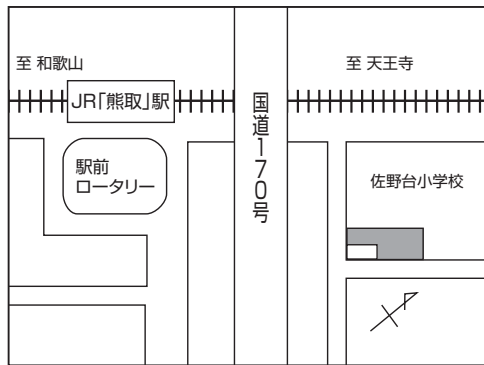
市有地(旧佐野台幼稚園)を条件付で売却します。入札参加には事前に申込が必要です。

所在地 東佐野台3282番

2,3285番3,3285番7

面積 1,768.30㎡

申込・問合せ 2月1日(月)～5日(金)に総務課へ



後期高齢者医療制度の

高額医療

高額介護合算療養費制度

世帯で1年間(8月～翌年7月)。ただし、この期間中に死亡や生活保護の受給を開始した人は、資格喪失日の前日まで)に支払った「医療保険と介護保険

環境美化善行者表彰

11月6日、地域の環境美化に貢献し、市民の模範となる活動をしている個人・団体に環境美化善行者表彰状を授与しました。

市では、今後も美しい街づくりのため、環境美化に取り組みます。みなさんのご協力をお願いします。

表彰者(順不同)

- 松尾 健さん(松風台) [推薦者:松風台自治会長]
- 松穂包子さん(東佐野台) [推薦者:東佐野台町会長]
- 奈須カツ子さん(長滝) [推薦者:泉佐野市]
- 安松町若中会拾伍人組さん(南中安松) [推薦者:安松町会長]

問合せ 環境衛生課



の自己負担合計額が基準額を超えた場合に、申請すればその金額が支給されます。

支給対象となる被保険者の人には、1月下旬にお知らせと支給申請書を送付しますので、必要事項を記入・押印し、大阪府後期高齢者医療広域連合あてに返送してください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 (☎06・4790・2031)、国保年金課

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料の

年間納付済額の

通知書を送付します

納めた国民健康保険料や後期

高齢者医療保険料は、所得税や市府民税における社会保険料控除の対象になります。

平成27年中に普通徴収(納付書・口座振替)で国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納付された人に年間納付済額の通知書を1月下旬に送付します。所得申告の参考資料としてご利用ください。

なお、納めた保険料の全額が特別徴収(年金から天引き)されている人には送付しませんので、日本年金機構などより送付される源泉徴収票などを利用してください。

問合せ 国保年金課

税

問合先 税務課

事業主のみなさんへ 給与支払報告書の提出、 償却資産の申告は 1月末までに

●事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出してください。

報告書の用紙は、税務署の法定調書などに同封して、昨年12月上旬に事業主に送付していますので、総括表とあわせて、1月末までに提出してください。この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所(場)に「個人申告」をしなければなりません。

●市内で事業を営む人は、その所有する事業用資産を1月末までに申告してください。特に、昨年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがある場合は、必ず申告してください。

また、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。
※給与支払報告書の提出および償却資産の申告は市税の電子申

告(eLTAX【エルタックス】)でも提出できますので、ご利用ください。(市税の電子申告について詳しくは市ホームページまたは一般社団法人 地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。)

個人住民税は特別徴収で納めましょう!

地方税法第321条の4の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税(個人住民税)を給与から差し引いて納入(特別徴収)することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

大阪府と府内全市町村は、「オール大阪共同アピール」を採択し、平成30年度から、原則としてすべての事業主のみなさんを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。
特別徴収へのご協力をお願いします。

平成28年度の市・府民税(個人住民税)の改正点

◆住宅ローン控除の延長

消費税率10%への引き上げ時期変更に伴い、住宅ローン控除の居住開始日の適用期限が平成31年6月30日まで、1年6カ月延長されました。

◆公的年金からの特別徴収制度の見直し

公的年金からの仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮徴収税額の平準化)が実施されます(平成28年10月以降の特別徴収について適用されます)。

「ふるさと納税制度」が

拡充されました
(平成27年度税制改正)

◆寄附金控除の限度額の拡充

平成27年1月1日以降に行うふるさと納税に係る特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されました。

◆申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)

確定申告が不要な給与所得者などが、寄附先団体に「申告特例申請書」を提出することにより、確定申告を行わなくても寄

附金控除を受けられる特例が創設されました。

※平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用されます。この特例の適用は、寄附先が5団体以下で、確定申告を行わない場合に限ります。税制改正などについて詳しくは市ホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

確定申告のお知らせ

■平成27年分の所得税・復興特別所得税の確定申告
相談・申告書の受付 2月16日(火)～3月15日(火)(閉庁日除く)

※混雑状況により、早め(午後4時頃)に相談の受付を締め切る場合があります。
場所 泉佐野税務署

※確定申告会場は、大変混雑します。ご自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書などが作成できます。作成した申告書は、プリンターで印刷して郵送などで提出していただくか、e-Taxを利用して送信してください。

■イオンモールりんくう泉南

臨時の申告・相談会
時間 午前10時～正午
午後1時～4時

※混雑状況により早めに締め切る場合があります。

場所 2階イオンホール
持ち物 確定申告書、関係書類、前年分の申告書の控え、源泉徴収票、所得控除に係る各種証明書、筆記用具、印鑑など

●サラリーマン・年金受給者の

還付申告
期間 2月5日(金)・8日(月)～10日(水)・12日(金)

●税理士による還付申告、事業所得、譲渡所得、贈与税の無料相談(申告書の提出は不可)
期間 2月6日(土)・7日(日)・11日(祝)

個人府民税の均等割額の変更

府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に必要な財源(森林環境税)を確保するため、平成28～31年度の4年間、個人の府民税均等割額に300円を加算します。

問合先 午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日、年末年始除く)に府民お問合せセンター「ピピっとライン」(☎06-6910-8001 Fax06-6910-8005)へ